

議論の進め方について

1. 項目（テーマ）に対する説明や論点を提示する。
2. 論点に対する考え方の選択肢を示す。
3. 他市の規定の例を示す。
4. 1～3をもとに議論を行い、懇談会としての考え方の方向性を出す。
5. 項目ごとの4の結果の積み上げが、懇談会の考え方をまとめた「骨子案」となる。

※ 具体的な資料のイメージについては裏面の例のとおり

資料の例

自治基本条例の最高規範性について

1 条例の最高規範性とは

- (1) 条例の最高規範性とは、日本国憲法が全ての法律の上位であるように、本市のあらゆる条例・規則等は、自治基本条例の趣旨に合ったものでなければならないということである。

日本国憲法に国民に主権があることが規定されているように、自治の基本理念や自治体運営の基本原則を明らかにするとともに、自治体を構成する市民、議会、行政のそれぞれの役割や市民参加によるまちづくりの仕組みなど、自治体運営の基本的な枠組みを定めた自治体の最高規範性を有する条例と位置付けることを意味する。

2 最高規範に係る規定の類型

類型1

「最高規範」という言葉を用いて、最高規範性を明文化する。

類型2

「最高規範」という言葉を用いて、最高規範性を明文化する。

例：他の条例、規則等の制定、改正及び解釈にあたっては、この条例との整合性を確保する。等

類型3

最高規範性について特に触れない。

3 「最高規範性」という文言を使用している条例の例及び「最高規範性」という文言を使用していない条例の例

1 「最高規範性」という文言を使用している条例の例

番号	自治体名	条例の抜粋	施行日
1	杉並区	<p>■題名 杉並区自治基本条例</p> <p>■第11章 条例の位置付け 第31条 この条例は、区政の基本事項について、区が定める最高規範であり、区は、他の条例、規則等の制定改廃に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、整合性を図らなければならない。</p>	平成15年5月1日